

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 31 年 1 月 30 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800285号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800126号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成21年10月22日から同年10月13日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年10月13日から同年10月22日まで

A社に平成21年10月13日に入社したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が同年10月22日となっている。年金額に影響がないことは承知しているが、平成21年10月13日に入社していることは明らかなので、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険被保険者の資格取得の時期等について、請求期間当時の厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第9条では、適用事業所に使用される者は、厚生年金保険の被保険者とする旨規定されており、同法第13条第1項では、第9条の規定による被保険者は、適用事業所に使用されるに至った日に被保険者の資格を取得する旨規定されている。

オンライン記録により、A社は、昭和30年10月1日から平成29年3月2日までの期間において、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録、請求者から提出された平成21年分給与所得の源泉徴収票、A社のタクシー事業部門を統合し、当時の資料を引き継いだとするB社が発行した在職証明書、C法人が発行したタクシー乗務員に係る登録原簿並びにB社から提出された稟議書、乗務員台帳兼労働者名簿及び賃金台帳兼源泉徴収簿により、請求者のA社への入社年月日は平成21年10月13日であったと認められる。

さらに、上記の稟議書には「常用」に丸が付されている上、乗務員台帳兼労働者名簿には雇用年月日とともに厚生年金保険の加入年月日についても、平成21年10月13日と記載されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成21年10月13日に訂正することが必要である。